

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第一項 第七号に規定する総務省令で定める事業者を定める省令 概要

【趣旨】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎対策事業債の対象施設となる鉄道施設等の事業者を定める。

【概要】

対象となる鉄道事業者は、過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項第六号に規定する総務省令で定める事業者を定める省令（平成二十六年総務省令第三十七号）と同様、地域鉄道事業者とする。

【施行期日】

令和3年4月1日（木）